

令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙 投票にあたっての注意事項

1 投票できる人

今回の選挙で投票できる方は、平成19年7月21日までに生まれ（7月20日現在で18歳以上の方）、選挙人名簿に登録されている方です。

2 投票日・投票時間

【投票日】7月20日（日）

【投票時間】原則として午前7時から午後8時まで

なお、一部の投票所（43投票所）では、投票時間が短縮されますので、最寄りの市町選挙管理委員会にご確認ください。

3 投票は2種類

今回の選挙では、2種類の投票が行われることから、次のように投票用紙の色を区分してあります。

また、記入方法も異なるため、投票の際、投票用紙の種類を必ずご確認ください。

- ・選挙区選挙 薄黄色 候補者名を記入
- ・比例代表選挙 白色 候補者名又は政党等名を記入

特に比例代表選挙では、候補者名でも政党等名でも投票することができます。

※特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党への投票とみなされます。

みなさんの貴重な一票を政治に反映させるためにも、候補者名、政党等名は投票所内の氏名等の掲示で確認の上、正確に記入してください。

4 期日前投票の利用を

仕事、旅行などのため、投票日（7月20日）に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

【期間】7月4日（金）から7月19日（土）までの毎日

【時間】午前8時30分から午後8時まで

（なお、一部の期日前投票所では期間や時間に変更されています。）

【場所】各市役所・町役場など

5 代理投票・点字投票・郵便等投票

【代理投票】心身の故障などにより、文字が書けない人に認められています。

【点字投票】目の不自由な人に認められています。

【郵便等投票】「要介護5」等、外出が困難な人に認められています。

代理投票あるいは点字投票を希望される場合は投票管理者に、郵便等投票を希望される場合は、あらかじめ市町選挙管理委員会に申し出てください。

期日前投票の設置場所や手続など詳しいことは、市町選挙管理委員会又は県選挙管理委員会（076-225-1282）へお問い合わせください。